官報 号外

昭和二十六年三月六日

○第十回国会 参議院会議録第二十号

昭和二十六年三月五日（月曜日）午前十時二十六分開議

議事日程　第十九号
昭和二十六年三月五日
午前十時開議

第一　消防組織法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
（委員長報告）

第二　水先法の一部を改正する法律案（衆議院提出）（委員長報告）

第三　北海道開発のためにする港湾工事に関する法律案（衆議院提出）
（委員長報告）

第四　海難審判法の一部を改正する法律案（内閣提出）
（委員長報告）

第五　港域法の一部を改正する法律案（内閣提出）（委員長報告）

第六　山口県の地域給引上げに関する請願　（委員長報告）

第七　東北地方諸都市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第八　地域給の地域区分改訂に関する請願　（委員長報告）

第九　静岡県宇佐美村の地域給引上げに関する請願　（委員長報告）

第一〇　三重県一身田町の地域給引上げに関する請願　（委員長報告）

第一一　盛岡市の地域給引上げに関する請願　（委員長報告）

第一二　愛知県師崎町の地域給指定に関する請願　（委員長報告）

第一三　愛知県阿久比村の地域給指定に関する請願　（委員長報告）

第一四　愛知県篠島村の地域給指定に関する請願　（委員長報告）

第一五　愛知県西浦町の地域給指定に関する請願　（委員長報告）

第一六　愛知県野間町の地域給指定に関する請願　（委員長報告）

第一七　愛知県日間賀島村の地域給指定に関する請願　（委員長報告）

第一八　愛知県富貴村の地域給指定に関する請願　（委員長報告）

第一九　愛知県豊浜町の地域給指定に関する請願　（委員長報告）

第二〇　愛知県河和町の地域給指定に関する請願　（委員長報告）

第二一　愛知県小鈴谷村の地域給指定に関する請願　（委員長報告）

第二二　愛知県内海町の地域給指定に関する請願　（委員長報告）

第二三　盛岡市外三市の地域給指定に関する請願　（委員長報告）

第二四　静岡県掛川町の地域給指定に関する請願　（委員長報告）

第二五　兵庫県加古川市および加印地区の地域給引上げに関する請願　（委員長報告）

第二六　静岡県藤枝町の地域給指定に関する請願　（委員長報告）

第二七　福岡県福島町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第二八　福岡県上妻村の地域給に関する請願　（委員長報告）

第二九　北九州五市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第三〇　静岡県新居町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第三一　夕張市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第三二　北海道千歳町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第三三　岩手県盛岡市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第三四　兵庫県赤穂町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第三五　三重県津市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第三六　静岡県興津町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第三七　島根県下の地域給に関する請願　（委員長報告）

第三八　兵庫県伊丹市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第三九　高知県日章村の地域給に関する請願　（委員長報告）

第四〇　熊本県玉名町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第四一　鳥取県米子市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第四二　高知県の地域給に関する請願　（委員長報告）

第四三　熊本県八代市等の地域給に関する請願　（委員長報告）

第四四　北海道琴似町の地域給に関する請願（二件）（委員長報告）

第四五　福岡地区の地域給に関する請願　（委員長報告）

第四六　愛知県佐織町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第四七　愛知県猪高村の地域給に関する請願　（委員長報告）

第四八　三重県久居町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第四九　三重県名張町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第五〇　三重県上野市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第五一　愛知県蒲郡、三谷両町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第五二　熊本市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第五三　三重県鈴鹿市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第五四　富山市、高岡市および氷見町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第五五　熊本県隈府町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第五六　佐世保市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第五七　金沢市および江沼温泉郷の地域給に関する請願　（委員長報告）

第五八　広島県江田島村の地域給に関する請願　（委員長報告）

第五九　石川県金沢市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第六〇　広島県竹原町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第六一　福岡県筑紫四郡の地域給に関する請願　（委員長報告）

第六二　北海道岩見沢市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第六三　京都市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第六四　青森県三沢地区の地域給に関する請願　（委員長報告）

第六五　函館市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第六六　愛知県起町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第六七　愛知県弥富町の地域給に関する請願　（委員長報告）

第六八　大阪府高槻市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第六九　滋賀県長浜市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第七〇　兵庫県西宮市の地域給に関する請願　（委員長報告）

第七一　三重県山田地区の地域給に関する陳情　（委員長報告）

第七二　仙台市外三地区の地域給に関する陳情　（委員長報告）

第七三　北海道の地域給に関する陳情　（委員長報告）

第七四　但馬地方の地域給に関する陳情　（委員長報告）

第七五　大阪府庄内町の地域給に関する陳情　（委員長報告）

第七六　東京都大島の地域給に関する陳情　（委員長報告）

○議長（佐藤尚武君）　諸般の報告は朗読を省略いたします。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

去る二月二十八日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案　労働委員会に付託

農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案　農林委員会に付託

経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案　内閣委員会に付託

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案　大蔵委員会に付託

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案　郵政委員会に付託

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

厚生年金保険法特例案（長島銀藏君外五名発議）

同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法案

不動産登記法等の一部を改正する法律案

同日本院は衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

日本国憲法第八條の規定による議決案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律

水産業協同組合法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から国会は日本国憲法第八條の規定による議決をなし、内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日吉田内閣総理大臣から幣原衆議院議長宛、第九回国会において議決した松江国際文化観光都市建設法及び芦屋国際文化住宅都市建設法につき、住民投票の結果確定の通知書を受領した旨内容の写を添えて衆議院事務総長から本院事務総長宛通知があつた。

同日議院において採択せぬことを議決した喫煙用具輸出の保護育成に関する請願外三件の請願および輸入促進および円滑化に関する陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

去る一日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農林漁業資金融通特別会計法案

関税定率法の一部を改正する法律案　大蔵委員会に付託

農林漁業資金融通法案　農林委員会に付託

郵便法の一部を改正する法律案　郵政委員会に付託

非訟事件手続法の一部を改正する法律案　法務委員会に付託

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

厚生年金保険法特例案（長島銀藏君外五名発議）

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

水路業務法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

水路業務法の一部を改正する法律

同日議長は、左の派遣議員変更要求を許可した。

派遣議員変更要求書

二月二十六日議院において許可せられた電力制限の重要産業に及ぼす影響及び電気事業再編成に関する実情調査のための派遣議員中「尾山三郎（富山県を除く）」とあるを「高橋進太郎」に、「三輪貞治」とあるを「尾山三郎」にそれぞれ変更されたい。

右要求する。

昭和二十六年三月一日

電力問題に関する特別委員長　西田　隆男

参議院議長佐藤尚武殿

去る二日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを人事委員会に付託した。

国家公務員災害補償法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改訂に関する法律案

資金運用部資金法案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員青山正一君提出ダレス吉田往復書簡に関する質問に対する答弁書

去る二月二十二日委員長から左の報告書を提出した。

建設省その他の建設事業に関する調査報告書

去る二日委員長から左の報告書を提出した。

水先法の一部を改正する法律案可決報告書

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律案可決報告書

消防組織法の一部を改正する法律案可決報告書

港域法の一部を改正する法律案可決報告書

海難審判法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣総理大臣に地方自治庁財政課長奥野誠亮君を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣から、地方自治庁財政課長奥野誠亮君を第十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨三日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案

郵便貯金特別会計法案

会計法の一部を改正する法律案

○議長（佐藤尚武君）　これより本日の会議を開きます。

日程第一、消防組織法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長岡本愛祐君。

〔審査報告書は都合により第二十六号末尾に掲載〕

消防組織法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年二月二十二日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

消防組織法の一部を改正する法律

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第九号を次のように改める。

九　消防の用に供する設備、機械器具及び資材の検定に関する事項

第九條を次のように改める。

第九條　市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一　消防本部

二　消防署

三　消防団

四　消防職員及び消防団員の訓練機関

第十一條第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

消防吏員の階級の基準は、国家消防庁が準則で定める。

第十二條中「條例に従い、」を「地方公務員法の規定に基き、」に改める。

第十五條第一項中「服務」を「宣誓、服務」に、「国家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める」を「地方公務員法の定めるところによる」に改める。

同條第二項中「宣誓、」を削る。

第十五條の二第三項を次のように改める。

消防団員の任免、給與、服務その他の事項は、常勤のものについては、地方公務員法の定めるところにより、非常勤のものについては、市町村條例でこれを定める。

同條に次の一項を加える。

消防団員の定員は、市町村條例で、その訓練、礼式及び服制に関する事項は、国家消防庁の定める準則に則り、市町村規則でこれを定める。

同條の次に次の二條を加える。

第十五條の三　市町村の消防団に、消防団長及びこの法律の規定に従い、有効に消防を行うに必要且つ適当な階級のその他の消防団員を置く。

消防団長は、消防団の推薦に基き、市町村長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

消防団長は、市町村長の承認を得て、消防団員を任命し、一定の事由により罷免する。

消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防の事務を掌る。

第十五條の四　消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは疾病となつた場合においては、市町村は、その消防吏員（消防吏員を置かない市町村にあつては財政その他の事情の類似する他の市町村の消防吏員）の例に準じ、その消防団員又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

第十七條第二項中「都條例に従い、」を「地方公務員法の規定に基き、」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條　国家消防庁は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について指導し助言を與え、又は設備、機械器具及び資材の斡旋をすることができる。

第二十四條第二項中「国家地方警察、」の下に「自治体警察、」を加える。

第四章中第二十六條の次に次の一條を加える。

第二十六條の二　この法律の適用については、市町村の消防の一部事務組合は、市の加入するものにあつては、これを一の市とみなし、その他のものにあつては、これを一の町村とみなし、町村の全部事務組合又は役場事務組合は、これを一の町村とみなす。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、消防職員及び消防団員の任免、給與、服務その他の事項に関しては、地方公務員法中の各相当規定がそれぞれの市町村に適用されるまでの間は、当該市町村については、第十二條、第十五條、第十五條の二第三項及び第十七條第二項の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

2　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九條第一項に次の一号を加え、同條第三項中「第一号及び第二号」を「第一号、第二号及び第四号」に改める。

四　消防団長（常勤の者を除く。）

3　この法律施行の際現に公職選挙法の規定によりその期日を公示又は告示してある選挙に関しては、改正後の同法第八十九條の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

〔岡本愛祐君登壇、拍手〕

○岡本愛祐君　只今議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、法案の内容及び地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

消防組織法改正の問題は、昨年三月、消防の振興を目的として参衆両院の有志議員によつて結成されました消防議員連盟におきましてこれを取上げ、全国消防関係団体その他からの幾多の要望を参酌し、成るべく速かに法律化すべく努力をいたして参つたのでありますが、今回正式に衆議院側の提出法案として国会の審議に供せられる運びになつた次第であります。

本法案は、消防組織法制定後満三年間における実施の経験に徴し、消防組織の強化とその円滑な運営を図るために、次の諸点に所要の改正を加えんとするものであります。

即ち第一点は、第九條を改正して、市町村は、消防本部、消防署、消防団及び消防職員、消防団員の訓練機関の全部又は一部を設けなければならないこととしたのであります。現行規定の下におきましても、各市町村は、その自治事務たる消防の重要性を認めて、財政その他の事情に応じて、少くともこれら消防機関のいずれかを設置し、その充実に努めているのでありますが、消防組織法第九條には、法文上必らずしもこれら消防機関を必らず設けることを要請していないと解せられるのであります。そこで最近、火災、水災その他の災害や事変が頻発し、住民の生命、身体、財産を守る機関として消防機関の重要性が増大して参つたのに鑑み、市町村に対して、その規模、能力その他の具体的実情に即応して、これら各種消防機関の全部又は一部を必らず設置する義務を課せんとするのであります。なお、我が国の市町村の自衛的消防機関として永い伝統を持ち、現在全国一万有余の市町村に殆んどあまねく設置されておる消防団の地位と性格とは、今回の第九條の改正によつて何らの影響を受けるものではなく、これから申上げる諸点の改正と相待つて、将来消防団の一層の充実と改善とが期待されるのであります。

改正の第二点は、新たに第十五條の三の規定を設けて、市町村消防団に団長及び有効に消防を行うに必要且つ適当な階級の団員を置くことを規定し、併せて消防団長は消防団の推薦に基き市町村長が任命し、消防団長は市町村長の承認を得て消防団員を任命する等、消防団長と団員の地位関係を明らかにしたのであります。

改正の第三点は、新たに消防団員の公務災害補償に関する規定を設けたのであります。同じ市町村内住民の生命、身体、財産を自衛的に守るため、仁侠犠牲の精神を以て水火の難に赴く消防団員をして、後顧の憂いなくその使命に邁進することを得せしめるためには、万一不幸にしてその公務により死亡し、負傷し、疾病に罹り、又は重疾となつた場合に、相当な補償を受ける制度を確立する必要があることは申すまでもありません。然るに従来これら公共の福祉を守るため身を挺げた消防団員又はその遺族に対して酬いるところが余りにも少なかつたのであります。先に地方公務員法が制定せら

れ、消防吏員を含む地方公務員に対しては公務災害補償の規定が設けられましたが、消防団員は特別職であるためにその適用外に置かれていますので、今回消防団員に関しても右と同様の規定を設け、その殉職に際し市町村が損害を補償しなければならない義務を負わしめ、市町村吏員と同様の救済を與えんとするものであります。

改正の第四点は、公職選挙法の一部を改正して、非常勤の消防団長及び団員に対し、その公職立候補に対する制限を撤除いて、消防団長及び団員たる地位を保有したままで公職に立候補することができるようにしたのであります。非常勤の消防団長及び団員は申すまでもなくいわゆるヴオランタリーであり、義勇奉公のものであります。即ち平素は全く住民として終始し、一旦有事に際して初めて公共の福祉のため挺身するものであり、而も報酬を受けない建前のものであります。従つて他の常勤であり有給の一般の公務員とは著しくその性格を異にしておりまして、実は公職選挙法にいう公務員に含まれるや否や多大の議論の存したところであります。かような事情になる者に対し、他と一律に公職に立候補することを禁止するのは余りにも酷であり、不公平でありますので、以上のような改正を行おうとするものであります。

改正の第五点は、国家消防庁の所掌事項を若干拡大して、消火液、消火薬等の資材の検定事務を加え、消防吏員の階級の基準を国家消防庁の準則で定めることとし、又国家消防庁は、必要に応じ、消防に関する事項につき、都道府県又は市町村に勧告し得ることとするのであります。

以上に挙げた諸点のほか、地方公務員法の制定に伴い、消防組織法の従来の條文を調整し、並びに従来の不備に対してその他の補足を行うため若干の改正を加えんとしております。

地方行政委員会におきましては、提案者を代表する衆議院議員川本末治君並びに関係政府委員等との間に質疑応答を行い、慎重に検討を加えましたが、その主なるもの二、三を御紹介いたします。

先ず消防機関を市町村の必置義務とすることは、市町村を財政上圧迫するものであつて、不当ではないかとの質問に対し、市町村はすでにいずれかの消防機関を設置しておるのであり、又必置義務も所定の年限も限定して強制するものではなく、要は当該市町村の財政の状況に応じて将来いずれかの機関を置くべき義務を課せんとするものに過ぎないのであるという意味の答弁がありました。次に、この改正に現われたところでは、国家消防庁の権限を強化して、自治消防に対する権力的干與の途を開く意図があるやに疑われる節があるが、その虞れはないかとの質問に対しては、改正案に、「消防吏員の階級の基準は、国家消防庁が準則で定める。」とあるのは、市町村に対し準則を強制するものではない、国家消防庁はすでに第四條を以て消防準則を立案することをその所掌事務と定められておるのであるが、その立案した準則は一応の雛形を示すにとどまり、何ら法律上市町村に対し拘束力を加えるものではない、市町村は地方公務員法の原則に従つて自主的に消防吏員の階級を定め得るのである、又都道府県市町村に対する勧告についても同様これを強制するものではなく、自治消防の原則は飽くまで尊重する建前である旨の答弁がありました。次に、現行法第二十一條に「市町村長は、消防の相互応援に関して協定することができる。」とあるけれども、現実には地方財政の困難その他の事情により実際の必要を充たし得ない場合が少くない。このような必要に応ずるために相互応援を保障する法的措置を講ずべきではなかつたかとの質問に対しては、その必要は大いに認めたが、今回の改正は諸般の事情上それを加えるまでに至らなかつた、今後において考慮したい旨の答弁がありました。

かくて三月二日、討論、採決に入り、採決の結果は全会一致を以て本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　この際、日程第二、水先法の一部を改正する法律案、日程第三、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律案、（いずれも衆議院提出）、日程第四、海難審判法の一部を改正する法律案、日程第五、港域法の一部を改正する法律案、（いずれも内閣提出）、以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長植竹春彦君。

〔審査報告書は都合により第二十六号末尾に掲載〕

水先法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年二月二十六日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

水先法の一部を改正する法律

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中室蘭水先区の項の前に次の一項を加える。

釧路水先区	北海道釧路崎證台（北緯四十二度五十八分二秒東経百四十四度二十二分三十八秒）から二百七十度三千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面（釧路港に属する河川水面を含む。）

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十六号末尾に掲載〕

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年二月二十六日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律

（この法律の目的）

第一條　この法律は、北海道開発のため北海道においてする港湾工事に関して、港湾法（昭和二十五年

法律第二百十八号）の特例を定めることを目的とする。

（港湾管理者のする港湾工事に関する費用の負担）

第二條　港湾管理者のする港湾工事であつて、北海道開発のため必要であると認められるものの費用は、水域施設又は外かく施設の建設又は改良に係るものについては、国がその全額を負担し、けい留施設又は臨港交通施設の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の七・五を、港湾管理者がその十分の二・五をそれぞれ負担する。

2　港湾法第四十二條第三項及び第四項（費用の負担）の規定は、前項の場合に準用する。

（直轄工事）

第三條　北海道開発のため必要がある場合において、国と港湾管理者の協議が調つたときは、運輸大臣は、予算の範囲内で港湾工事を自らすることができる。

2　前條の規定は、前項の規定により運輸大臣がする港湾工事の費用について準用する。この場合において、前條において準用する港湾法第四十二條第四項中「第十七條第一項及び第十九條第一項」とあるのは「第十七條第二項及び第十九條第二項」と読み替えるものとする。

3　港湾法第五十三條（土地又は工作物の譲渡）及び第五十四條（港湾施設の貸付等）の規定は、第一項の場合に準用する。

（国が負担した港湾施設の譲渡等）

第四條　港湾法第四十六條（国が負担した港湾施設の譲渡等）の規定は、前二條の規定によりその工事の費用を国が負担した港湾施設を譲渡し、担保に供し、又は貸し付けようとする者に準用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十六号末尾に掲載〕

海難審判法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和二十六年二月二十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

海難審判法の一部を改正する法律案

海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第九條の二に次の二項を加える。

高等海難審判庁長官は、海難審判庁審判官の経歴を有する者の中から、運輸大臣が、これを任命する。

地方海難審判庁長は、海難審判庁審判官の中から、高等海難審判庁長官が、これを補する。

第十條第三項中「運輸大臣」を「高等海難審判庁長官」に改める。

第十一條中「海難審判庁審判官」を「審判官（高等海難審判庁長官及び海難審判庁審判官をいう。以下同じ。）」に改める。

第十二條を次のように改める。

第十二條　削除

第十三條第二項中「海難審判庁審判官」を「審判官」に改める。

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條の二　各海難審判庁に廷吏を置き、海難審判庁の職員の中から、各海難審判庁の長が、これを命ずる。

廷吏は、審判官の命を受けて、審判廷の秩序の維持に当る。

第十五條　地方海難審判庁は、第一審の審判を行い、高等海難審判庁は、第二審の審判を行う。

第十六條中「審判所」を「合議体」に改める。

第二十五條中「審判所」を「海難審判庁」に改める。

第二十九條中「海上保安庁保安部」を「海上保安庁海事検査部」に改める。

第四十條第三項中「地方海難審判庁は、前項に規定するもの外、左の方法により、必要な証拠を取り調べることができる。」を「地方海難審判庁は、第一回の審判期日前においては、左の方法以外の方法により、証拠を取り調べることができない。」に改め、同項の次に次の一項を加え、同條第二項を削る。

地方海難審判庁は、勾引、押収、捜索その他人の身体、物若しくは場所についての強制の処分をし、若しくはさせ、又は過料の決定をすることができない。

第四十條の次に次の三條を加える。

第四十條の二　地方海難審判庁は、前條第一項の証拠の取調として証人に証言をさせ、鑑定人に鑑定をさせ、通訳人に通訳をさせ、又は翻訳人に翻訳をさせる場合には、これらの者に命令で定める方法により宣誓をさせなければならない。但し、命令で定める者には、宣誓をさせないことができる。

第四十條の三　事実の認定は、審判期日に取り調べた証拠によらなければならない。

第四十條の四　証拠の証明力は、審判官の自由な判断にゆだねる。

第四十六條に次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定により第二審の請求をすることができる者は、その責に帰することのできない事由により、前項の期間以内に、第二審の請求をすることができなかつたときは、その事由がやんだ後七日以内に限り、これをすることができる。

第五十三條第二項の次に次の一項を加える。

前項の期間は、これを不変期間とする。

第五十四條中「海上保安庁海事検査部の理事官が、高等海難審判庁を代表する。」を「高等海難審判庁長官を被告とする。」に改める。

第六十四條に次の一項を加える。

鑑定人、通訳人又は翻訳人は、それぞれ政令で定めるところにより鑑定料、通訳料又は翻訳料を請求することができる。

第六十五條中「審判所」を「海難審判庁」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十六号末尾に掲載〕

港域法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和二十六年二月二十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

港域法の一部を改正する法律案

港域法の一部を改正する法律

港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

都道府県	港名	港の区域
北海道	枝幸	枝幸港防波堤燈台（北緯四十四度五十六分三秒東経百四十二度三十五分三十五秒）を中心として千二百メートルの半径を有する円内の海面 北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 弁天岬から九十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 天測点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び網走川網走橋下流の河川水面 東防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 弁天島燈台跡（北緯四十三度二十分二十八秒東経百四十五度三十四分五十四秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 花咲燈台（北緯四十三度十六分三十一秒東経百四十五度三十五分三十四秒）から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 三角点（四八メートル）から零度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 アイカップ埼から二百六十二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 釧路埼燈台（北緯四十二度五十八分二秒東経百四十四度二十二分三十八秒）から二百七十度三千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに釧路川の別保川流入口下流の河川水面 広尾鼻三角点（北緯四十二度十六分五十九秒東経百四十三度十九分二十九秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 幌泉燈台（北緯四十二度零分五十五秒東経百四十三度八分五十九秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 様似村三角点（八七メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	浦河	浦河燈台（北緯四十二度九分三十七秒東経百四十二度四十六分五十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 三角点（七・九メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	苫小牧	エンルム埼から大黒島（三六メートル）を経てホテイシ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	室蘭	森町三角点（二四・七メートル）から三十七度七百メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 弁天島（一二メートル）から二百六十度九百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 穴澗岬から百八十度九百五十メートルの地点から六十九度に引いた線、同地点から有川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	森	
	白尻	
	函館	
	松前	弁天島燈台（北緯四十一度二十四分五十九秒東経百四十度五分三十二秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 南防波堤東端を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	福島	
	江差	
	瀬棚	象王山三角点（九六メートル）を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
	寿都	岩埼を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 天測点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 尻場埼から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 増毛燈台（北緯四十三度五十一分九秒東経百四十一度三十一分五十二秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	岩内	
	余市	
	小樽	
	増毛	
	留萌	留萌埼から三百三十度二千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から六十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 三角点（五九・九メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 三角点（北緯四十四度五十三分六秒東経百四十一度四十四分二十四秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の天塩川の河川水面 野寒岬から声間埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 青苗岬から九十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から
	苫前	
	羽幌	
	天塩	
	稚内	
	青苗	

	天売	零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	焼尻	太郎兵衛埼を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 三角点（五九・九メートル）（北緯四十四度二十六分三十三秒東経百四十一度二十五分十三秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	沓形	沓形埼から二十三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鬼脇	北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	鴛泊	鴛泊燈台（北緯四十五度十四分三十九秒東経百四十一度十四分七秒）から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	香深	南防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	船泊	北防波堤基点を中心として千二百メートルの半径を有する円内の海面中金田埼三角点から零度に引いた線以西の海面
青森	深浦	入前埼から行合埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鰺ヶ沢	弁天埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び中村川最下流道路橋下流の河川水面
	小泊	弁天埼から七ツ石埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小泊川小泊橋下流の河川水面
	三厩	厩石を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び増川川増川橋下流の河川水面
	平館	平館港防波堤燈台（北緯四十一度九分三十六秒東経百四十度三十八分四十秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	青森	鼻線埼から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堤川石森橋下流の河川水面
	小湊	安井埼から金附埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに汐立川雷電橋下流の河川水面
	野辺地	野辺地町と東平内村の境界海岸（北緯四十度五十三分東経百四十一度五分十八秒）から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに野辺地川最下流道路橋下流の河川水面
	大湊	芦埼を中心として三千六百メートルの半径を有する円内の海面及び田名部川鉄橋下流の河川水面
	川内	川内川川内橋右岸橋台（北緯四十一度十一分四十三秒東経百四十一度五十五分四十四秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び川内川川内橋下流の河川水面
	脇野沢	脇野沢川導水堤突端を中心として二千メートルの半径を有する

岩手	佐井	円内の海面並びに脇野沢川脇野沢橋及び瀬野川瀬野橋各下流の河川水面 弁天島三角点（二一・九メートル）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに大佐井川大佐井橋及び古佐井川古佐井橋各下流の河川水面
	大間	細間埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	大畑	大畑港南防波堤燈柱（北緯四十一度二十四分三十二秒東経百四十一度十分十八秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び大畑川最下流鉄橋下流の河川水面
	八戸	日出岩（三・三メートル）から百八十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、新井田川及び馬淵川各最下流鉄橋下流の河川水面並びに馬淵川締切堤下流の旧馬淵川水面
	久慈	牛島三角点（六三メートル）から三百十五度に引いた線、同三角点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに久慈川最下流道路橋下流の河川水面
	八木	八木港導燈低燈（北緯四十度二十分四十二秒東経百四十一度四十六分）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
	宮古	測候所暴風標（北緯三十九度三十八分十五秒東経百四十一度五十八分十三秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び閉伊川最下流道路橋下流の河川水面
	山田	小島東端から伝作鼻及び照ヶ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大沢川及び関口川各最下流道路橋下流の河川水面
	大槌	七民埼から雀島外端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに大槌川及び小槌川各最下流道路橋下流の河川水面
	釜石	鷲ノ巣埼から鎚ヶ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大渡川最下流道路橋下流の河川水面
	大船渡	珊瑚島北端から九十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに盛川最下流道路橋下流の河川水面
	広田	大森山三角点（一四七メートル）から二百五十七度七百メートルの地点を中心として千二百メートルの半径を有する円内の海面
宮城	気仙沼	鹿折村南端海岸（北緯三十八度五十二分三十七秒東経百四十一度三十六分三十秒）から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	志津川	荒島南端から二百二十八度に引いた線、同島北端から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水尻川水尻橋、八幡川汐見橋及び新井田川本浜橋各下流の河川水面
	女川	大貝埼から赤根南西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面

	鮎川	清崎から百三十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	萩浜	狐穴崎から剗石崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	渡波	尾崎から三百三十三度に引いた線、万石橋及び陸岸により囲まれた海面
	石巻	石巻港東防波堤燈台（北緯三十八度二十四分十八秒東経百四十一度十九分六秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び北上川開北橋下流の河川水面
	塩釜	花淵崎から唐戸島南端まで引いた線、同島三角点（三六メートル）から春風沢島長浜天測点を経て腕崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに三九高地から二百七十度に引いた線以北の貝山運河水面
秋田	象潟	小潟崎を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び象潟川最下流道路橋下流の河川水面
	金浦	金浦港燈台（北緯三十九度十五分十三秒東経百三十九度五十四分五十四秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	平沢	芹田岬から二十三度三千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	本荘	子吉川口右岸突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び子吉川由利橋下流の河川水面
	秋田	南防波堤基点（北緯三十九度四十五分十六秒東経百四十度三分三秒）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び雄物川放水路水門下流の河川水面
	船川	根ノ崎三角点（四〇メートル）から二十五度千三百メートルの地点を中心として四千四百メートルの半径を有する円内の海面
	戸賀	弁天岬を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	北浦	入斗崎から九十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに賀茂川最下流道路橋下流の河川水面
	能代	能代市内三角点（二四メートル）から三百度千七百メートルの地点を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の米代川河川水面
山形	酒田	酒田燈台（北緯三十八度五十五分二十八秒東経百三十九度四十八分五十四秒）を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面並びに同燈台を中心として四千メートルの半径を有する円内の最上川の河川水面及び新井田川実橋下流の河川水面
	鼠ヶ関	トヤ崎から百十度及び零度に引いた線、沖平島北端から二百七十度及び九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鼠ヶ関川鷲栖橋下流の河川水面
	加茂	立岩崎を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	由良	天神岩から倉泉岩まで引いた線、同岩から浅井崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに村上川村上橋下流の河川水面
福島	松川浦	鵜ノ尾岬を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	四倉	南防波堤燈台から二百九十五度五百メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	江名	折戸山三角点（八三・四メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	小名浜	三崎から八崎（鰤崎）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
茨城	平潟	鵜子岬を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	大津	大津鼻東端から三百度千メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	日立	南防波堤基点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	久慈	久慈港北防波堤燈柱（北緯三十六度二十九分三十四秒東経百四十度三十七分三十秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面並びに久慈川及び茂宮川各最下流鉄橋下流の河川水面
	磯崎	磯崎から二百六十度六百メートルの地点を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面
	那珂湊	大名鼻から百八十度に引いた線、祝町三角点（二一メートル）から九十度に引いた線及び護岸により囲まれた海面並びに那珂川最下流道路橋下流の河川水面及び東経百四十度三十五分の子午線以東の涸沼川の河川水面
	磯浜	大洗鼻から二百七十度九百メートルの地点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
茨城 千葉	銚子	銚子港導燈低燈（北緯三十五度四十四分二十四秒東経百四十度五十一分三十五秒）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び松岸見晴台三角点（五七メートル）（北緯三十五度四十三分四十九秒東経百四十度四十七分四十四秒）から十二度に引いた線以東の利根川の河川水面
千葉	勝浦	黒鼻から八幡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

千葉	白浜	西防波堤突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	館山	正木燈台（北緯三十四度五十八分五十八秒東経百三十九度五十一分二十六秒）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び汐入川最下流道路橋下流の河川水面
	木更津	善光寺三角点（四九メートル）から二百六十度二千二百五十メートルの地点を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面
	千葉	登戸三角点（二二メートル）から百八十度五千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに都川最下流道路橋下流の河川水面
	船橋	船橋市と行徳町の境界海岸（北緯三十五度四十一分二十九秒東経百三十九度五十七分五十五秒）から百七十度四千メートルの地点まで引いた線、船橋市と津田沼町の境界海岸（北緯三十五度四十分四十三秒東経百四十度零分七秒）から百八十度三千メートルの地点まで引いた線、両地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに海老川海老川橋下流の河川水面
東京	岡田	岡田村三角点（一三三メートル）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
	波浮	トオシキ鼻から龍王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	元村	元村三角点（一三メートル）から百八十度五百五十メートルの地点を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面
	新島	宮塚山三角点（四二九メートル）からナグラ根東端を見透した線、島ヶ島西端から鵜ノ根を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
	大久保	北風平三角点（一一九・二メートル）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
	神湊	横石鼻から零度三百メートルの地点まで引いた線、同地から二百八十二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	八重根	前埼ヶ鼻（北緯三十二度五分四十二秒東経百三十九度四十六分二十六秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
東京 神奈川	京浜	江戸川口右岸突端（北緯三十五度三十八分十七秒東経百三十九度五十二分三十秒）から二百五度に引いた線、本牧鼻から四十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに隅田川永代橋及びその他各河川最下流鉄橋各下流の河川水面
神奈川	横須賀	小柴崎、同地点から九十度三千メートルの地点、観音埼燈台（北緯三十五度十五分十二秒東経百三十九度四十四分五十四秒）から九十度千メートルの地点及び同地点から海獺島燈標（北緯三十五度十二分三十秒東経百三十九度四十四分十八秒）を見透し七千メートルの地点を順次に結んだ線、同地点から二百九十度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
	三崎	歌舞島ノ鼻から城ヶ島西北端まで引いた線、同島東端から同線に平行に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	真鶴	磯埼鼻から真鶴埼東北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
新潟	能生	能生港燈柱（北緯三十七度六分十八秒東経百三十八度）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	直江津	直江津港燈台（北緯三十七度十分四十六秒東経百三十八度十五分十二秒）を中心として千六百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の荒川の河川水面
	柏崎	番神鼻から百十年度千メートルの地点を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面
	寺泊	寺泊海水浴場駅東方三角点（一四九・五メートル）（北緯三十七度三十七分五十二秒東経百三十八度四十六分十五秒）から零度二千メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
	新潟	新潟港防波堤燈台（北緯三十七度五十七分二十一秒東経百三十九度四分十九秒）を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面並びに信濃川万代橋及び新川山ノ下橋各下流の河川水面
	両津	諸上寺山三角点（七三・四メートル）から九十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び石川明神橋下流の河川水面
	羽茂	金剛山三角点（九六五メートル）から百四十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	小林	市振埼から五十度千二百五十メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び羽茂川羽茂川橋下流の河川水面
富山	魚津	城山山頂（北緯三十七度四十八分二十二秒東経百三十八度十六分五十秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	魚津	魚津燈台（北緯三十六度四十八分三十秒東経百三十七度二十三分四十八秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面

伏木富山	岩埼三角点(六一メートル)から四十度二千メートルの地点まで引いた線、大村三角点(六・八メートル)から零度二千メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、小矢部川城光寺橋、庄川新庄川橋、内川と越ノ湯(放生津潟)との接続線及び神通川萩浦橋各下流の河川水面並びに岩瀬運河及び中島閘門以北の富岩運河の各運河水面
氷見	唐島三角点(一一メートル)を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面並びに余川川、上庄川及び新川各最下流道路橋下流の河川水面
石川 七尾	須曽ノ屏風南端から石崎ノ屏風西北端まで引いた線、能登島松ケ埼(宮埼)から久木まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
穴木	タケガ鼻から二百二十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小又川城山橋下流の河川水面
宇出津	エビス埼から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小木	金剛埼(北緯三十七度十七分三十五秒東経百三十七度十三分四十八秒)から九十度に引いた線、城ケ鼻突端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
飯田	直村三角点(五八・五メートル)から二百十度千六百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び若山川吾妻橋下流の河川水面
輪島	龍ケ埼からヒカク山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに輪島川最下流道路橋下流の河川水面
鵜浦	藻ノ埼を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
滝	滝港第二防波堤燈台(北緯三十六度五十五分五秒東経百三十六度四十五分二十六秒)を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面
金石	金石燈台(北緯三十六度三十六分二秒東経百三十六度三十五分三十六秒)を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに犀川及び大野川各最下流道路橋下流の河川水面
福井 和田	犬見埼から津埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮ケ埼(愛宕埼)から城山まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小浜	二児島埼(辰ノ口鼻)から波極鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
敦賀	赤埼から小埼(蛭子埼)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旧笙ノ川笙ノ橋下流の河川水面

三国	三国港防波堤燈台(北緯三十六度十三分一秒東経百三十六度八分四秒)を中心として千メートルの半径を有する円内の海面並びに九頭龍川及び竹田川各最下流道路橋下流の河川水面
静岡 熱海	熱海市と網代町の境界海岸(北緯三十五度二分二十八秒東経百三十九度五分二十二秒)から伊豆山稲村弁天岩(八メートル)に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
網代	網代町立石附近三角点(一六四メートル)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面中熱海港に属する部分を除いた海面
伊東	伊東港第二防波堤燈台(北緯三十四度五十八分十一秒東経百三十九度六分三十四秒)から二百七十度千五百メートルの地点を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面
稲取	稲取岬から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
下田	狼煙埼から赤島西南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに稲生沢川最下流道路橋下流の河川水面
松崎	アジボガ鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宇久須	米埼東南方三角点(一五〇メートル)から百七十四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
土肥	丸山埼から二十八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
沼津	牛臥山三角点(六一メートル)を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面中同三角点から二百七十度に引いた線以北の海面及び狩野川永代橋下流の河川水面
清水	真埼から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに巴川千歳橋下流の河川水面
焼津	焼津燈台(北緯三十四度五十一分二十九秒東経百三十八度十九分三十八秒)を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに瀬戸川当目橋、小石川須奈橋、黒石川港橋及び木屋川港橋各下流の河川水面
相良	愛鷹岩(北緯三十四度四十分二十四秒東経百三十八度十三分三十六秒)から三百度二千四百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び萩間川新橋下流の河川水面
御前崎	元根鼻三角点(七メートル)から零度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浜名	弁天島駅(北緯三十四度四十一分十二秒東経百三十七度三十六分三十秒)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海

		面並びに鷲津町と新居町の境界潮岸（北緯三十四度四十二分二十四秒東経百三十七度三十三分二十七秒）から九十度に引いた線、雄踏橋及び陸岸により囲まれた浜名湖水面
愛知	伊良湖	伊良湖埼燈台（北緯三十四度三十四分三十四秒東経百三十七度一分十秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	福江	向山三角点（六・四メートル）（北緯三十四度三十七分四十八秒東経百三十七度五分五十三秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	泉	西防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面
	田原	蔵王山三角点（二五三メートル）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び汐川船倉橋下流の河川水面
	豊橋	十間川口右岸突端（北緯三十四度四十五分八秒東経百三十七度十九分二十五秒）を中心として四千五百メートルの半径を有する円内の海面中梅田川右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面並びに川及び柳生川各最下流道路橋下流の河川水面
	三谷	三谷ヶ鼻から竹島南端まで引いた線、同島と対岸と結んだ橋及び陸岸により囲まれた海面
	蒲郡	蒲郡港防波堤燈台（北緯三十四度四十八分四十三秒東経百三十七度十三分三十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面中三谷港に属する部分を除いた海面
	形原	古城港東防波堤基点（北緯三十四度四十七分十六秒東経百三十七度十一分二十二秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面中形原町と西浦町の境界海岸（北緯三十四度四十七分十秒東経百三十七度十一分二十一秒）から九十度に引いた線以北の海面
	西浦	東幸鮒防波堤基点（北緯三十四度四十六分五十五秒東経百三十七度十一分二十六秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面中形原港に属する部分を除いた海面
	東幡豆	中紫海岸南端と寺部海岸南端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面
	吉田	矢崎川口燈柱（北緯三十四度四十六分五十五秒東経百三十七度四分四十秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び矢崎川最下流道路橋下流の河川水面
	一色	一色燈台（北緯三十四度四十七分十四秒東経百三十七度一分十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	武豊	布土村元標から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

		並びに小鹿江港燈柱（北緯三十四度五十八分東経百三十六度五十九分五十四秒）から二百七十度に引いた線以南の境川河川水面
	師崎	鷲ヶ崎（海田ヶ鼻）から九十度に引いた線、羽豆埼から九十度五百メートルの地点まで引いた線、同地から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	篠島	東山鼻及び蛭子ヶ鼻からそれぞれ零度六百メートルの地点まで引いた線、両地点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
	豊浜	豊浜港西防波堤燈台（北緯三十四度四十二分二秒東経百三十六度五十六分二十秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
	内海	北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び内海川内海橋下流の河川水面
	常滑	常滑港南防波堤燈台（北緯三十四度五十二分二十六秒東経百三十六度五十分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	名古屋	名古屋港西突堤燈台（北緯三十五度二分九秒東経百三十六度五十一分二十九秒）を中心として七千五百メートルの半径を有する円内の海面、荒子川樋門、山崎川忠治橋、大江川港東橋、天白川千鳥橋、堀川朝日橋、新堀川堀止、庄内川一色大橋及び日光川光橋各下流の河川水面並びに中川運河水面
三重	桑名	小貝須三角点（〇・〇メートル）（北緯三十五度二分五十四秒東経百三十六度四十二分）から百十八度に引いた線と伊勢大橋との間の揖斐川河川水面
	四日市	朝明川口左岸突端から百三十五度二千メートルの地点まで引いた線、鈴鹿市と楠町の境界海岸（北緯三十四度五十三分五十四秒東経百三十五度三十八分三十九秒）から九十度三千メートルの地点まで引いた線、両地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに朝明川、海蔵川、三滝川、鹿化川、内部川、鈴鹿川及びこれらの支流各最下流道路橋下流の河川水面
	千代崎	金沢川右岸堤防突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び金沢川最下流道路橋下流の河川水面
	津	津興三角点（北緯三十四度四十二分東経百三十六度三十一分六秒）から九十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から三百五十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岩田川、安濃川、志登茂川各最下流道路橋下流の河川水面
	松阪	松阪港東防波堤燈柱（北緯三十四度三十六分五十秒東経百三十六度三十三分四十八秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面

宇治山田	宇治山田港西燈柱（北緯三十四度三十一分二十秒東経百三十六度四十五分二秒）から二百十五度千七百メートルの地点を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び河川水面
鳥羽	西崎、日向島北端、答志島島ヶ崎、阪手島丸山埼及び加布良古埼を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
波切	波切港防波堤燈台（北緯三十四度十六分四十二秒東経百三十六度五十四分十一秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
浜島 五ヶ所	城山埼を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
長島	止埼から田曾埼（三埼）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
引本	長島町南方三角点（一三七メートル）から大石を経て千鳥鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
尾鷲	尾南曾鼻から佐波留島東端まで引いた線、同島北端から裸島（投石）を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに船津川左岸の相賀町と船津村の境界から三百十五度に引いた経以南の船津川河川水面、銚子川銚子橋下流の河川水面及び白石湖水面
木本	モト山鼻から佐波留島南端まで引いた線、同島北端から裸島（投石）を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 鬼ヶ城三角点（一五九メートル）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
京都	
久美浜	湊村三角点（一七三・五メートル）から零度千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浅茂川	三角点（二八五・七メートル）から四十五度二千百メートルの地点を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面
間人	高口岬を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
中浜	大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
本庄	林ノ下尖端（北緯三十五度四十四分三十四秒東経百三十五度十五分三十六秒）から甲崎亀礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
伊根	城山鼻から青島南端を経て鋤埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮津	片島鼻から日置埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大手川大手橋下流の河川水面
舞鶴	金ヶ埼から零度に引いた線、博奕岬から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川、伊佐津川、寺川、與保呂川、祖母谷川及び志楽川各最下流道路橋下流の河川水面
野原 田井	コットイ埼から三ツ礁鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 小埼から椎埼（北緯三十五度三十四分一秒東経百三十五度二十八分七秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大阪	
深日	豊国埼（北緯三十四度十九分十二秒東経百三十五度七分六秒）から零度に引いた線、長埼から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川大和橋及び東川落合橋各下流の河川水面
岸和田	市内城址三角点（二一〇メートル）から三百三十九度千メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
大津	大津港防波堤燈台（北緯三十四度三十分三十二秒東経百三十五度二十三分四十二秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
堺	石津川口右岸突端から大阪港南突堤燈台（北緯三十四度三十八分九秒東経百三十五度二十四分）を見透した線、大阪港南境界線及び陸岸により囲まれた海面
大阪	神崎川口左岸突端から二百十四度に引いた線、大和川口左岸突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに木津川大浪橋、尻無川岩崎橋、安治川船津橋及び新淀川最下流鉄橋各下流の河川水面及び船津橋南端と大浪橋東端とを結んだ線以西の運河水面
兵庫	
尼崎	武庫川口右岸突端から二百度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線、大阪港北境界線及び陸岸により囲まれた海面並びに庄下川最下流道路橋下流の河川水面
西宮	夙川口右岸突端から百五十八度に引いた線、申川口左岸突端から二百二十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
神戸	妙法寺川口左岸突端から九十三度に引いた線、芦屋川口左岸突端から二百二十二度三十分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
明石	明石港突堤燈台（北緯三十四度三十八分二十三秒東経百三十四度五十九分三十四秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
二見	瀬戸川口左岸突端（北緯三十四度四十一分七秒東経百三十四度五十三分五十一秒）から二百四十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別府	別府港防波堤燈台（北緯三十四度四十二分四十二秒東経百三十四度五十分五十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
高砂	高砂港突堤燈台（北緯三十四度四十三分四十二秒東経百三十四度四十八分七秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面及び河川水面
伊保	伊保港燈台（北緯三十四度四十五分十秒東経百三十四度四十六分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び洗川千鳥橋下流の河川水面
八木	八家川口右岸防波堤基点を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び八家川三橋下流の河川水面
姫路	八家川口右岸防波堤基点から二百九十五度八百メートルの地点から百八十度千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに市川、船場川、夢前川、大津茂川、揖保及び中川各最下流道路橋下流の河川水面
相生	釜崎から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
赤穂	岡山県と兵庫県の境界海岸（北緯三十四度四十四分十四秒東経百三十四度二十二分）から取揚島北端及び御前岩を経て御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大津川石ヶ崎橋、野々内樋門、千種川赤穂大橋及び御崎濠元緑橋各下流の河川水面
津居山	津居山島猿ヶ城から赤島を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに羽子山三角点（七七メートル）から三百四十五度に引いた線以北の円山川の河川水面
柴山	コヤガ谷鼻から臼ヶ浦島南端まで引いた線、同島南端から大山北端まで引いた線、同島南端から大山山頂を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
香住	白石島北端から黒島北端を見透した線、白石島北端から二百四十四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浜坂	矢城鼻から観音寺山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岸田川最下流道路橋下流の河川水面
岩屋	岩屋港東突堤燈柱（北緯三十四度三十五分十四秒東経百三十五度一分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
洲本	洲本港燈台（北緯三十四度二十分三十八秒東経百三十四度五十四分三秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び洲本川最下流道路橋下流の河川水面

由良	高崎南端から二百二十度と引いた線、梅崎北端から二百八十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
稲葉	釣島鼻から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
湊	北防波堤突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び河川水面
都志	西防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び都志川大橋下流の河川水面
郡家	南防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び郡家川大橋下流の河川水面
富島	北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
和歌山	
新宮	熊野川口両岸突端を結んだ線と熊野川鉄橋との間の河川水面中和歌山県地先部分
三輪崎	磯崎（北緯三十三度四十分五十四秒東経百三十五度五十九分二十七秒）から鈴島北端まで引いた線、同島東端から孔島東端まで引いた線、同島東端から二百八十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宇久井	宇久井鼻から駒崎まで引いた線、狐島東端から中山北端まで引いた線、同地点から百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長野川最下流鉄橋下流の河川水面
勝浦	大石原鼻からシケ島鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浦神	懐山山頂から耳ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
古座	狼畑山山頂から二百三十五度四百五十メートルの地点を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面並びに古座川大橋及び小橋各下流の河川水面
串本	橋杭一ノ島から稲荷島を見透した線、橋杭一ノ島から二百二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
日置	日置川口両岸突端を結んだ線と日置川鉄橋との間の河川水面
田辺	番所鼻から斎田埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに会津川会津橋下流の河川水面
御坊	権現礁（三・五メートル）から九十度に引いた線、同礁から二百九十五度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から三十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに日高川天田橋、西川大橋及び小橋各下流の河川水面
由良	神谷埼から鰻島北端まで引いた線、同島南端から長崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに由良川由良橋下流の河川水面

島取	鳥	タタキノ鼻から百七十二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広川広橋及び山田川標原橋各下流の河川水面
	箕島	宮崎鼻から苅藻島西端まで引いた線、同島東端から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに有田川安諦橋下流の河川水面
	和歌山下津	地ノ島鹿ノ首から田倉崎及び目取鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに紀ノ川北島橋、加茂川堤橋及び女良川堰橋各下流の河川水面
	境	外ノ江西端から金毘羅山山頂まで引いた線、同線に接続する同線以東の陸岸及び境港導燈の前燈（北緯三十五度三十二分四十秒東経百三十三度十四分三十秒）を中心として四千メートルの半径を有する円弧により囲まれた中江ノ瀬戸及び美保湾の海面
	米子	入尋鼻から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	赤碕	御防波堤電燈（北緯三十五度三十分三十四秒東経百三十三度三十九分三十七秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	鳥取	賀露港防波堤燈柱（北緯三十五度三十二分三十二秒東経百三十四度十一分十二秒）から百三十二度二百七十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び河川水面
	網代	鵜島から二百七十度に引いた線、諏訪山埼から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに蒲生川最下流道路橋下流の河川水面
	田後	向島を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面
島根	石見	益田町大字下吉田と同町大字高津の境界海岸（北緯三十四度四十一分三十秒東経百三十一度四十九分十二秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び高津川高角橋下流の河川水面
	浜田	黒崎から馬島赤鳥鼻まで引いた線、同島千疊敷鼻から入道鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浜田川最下流道路橋下流の河川水面
	江津	渡津三角点（一三八・八メートル）（北緯三十五度零分四十五秒東経百三十二度十四分四十三秒）から二百七十度千四百メートルの地点を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び江川江川橋下流の河川水面
	仁方	荒神場鼻から麦島西端まで引いた線、同島東端から広田鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
岡山	久手	久手町と島井村の境界海岸を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
	大社	神戸川口右岸突端から笹子島北西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
	惠曇	生洲鼻から男島北端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
	加賀	潜戸鼻突端から馬島北端まで引いた線、同島西南端から魚見山鼻西端（松ケ崎）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	七類	九島西端から二百二十二度に引いた線、同島東端から青木島北端まで引いた線、同島南端から二百二十二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	美保関	石燈籠を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面
	松江	大橋川口右岸突端を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに末次鼻から嫁ケ島を見透した線以東の宍道湖水面及び大橋川河川水面
	安来	油壺鼻から亀島北端まで引いた線、同地点から伯太川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	西郷	高瀬崎から島貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	浦郷	白崎鼻からニグ鼻まで引いた線、獅子鼻から島根鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	日生	松ケ鼻からツブロ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中州川新橋下流の河川水面
	片上	伊里川口右岸突端から前島（梶島）東端まで引いた線、同島北端から生埼まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面
	鶴海	猪尾鼻から高目鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	牛窓	馬立鼻から前島荒埼まで引いた線、同島城ケ鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	西大寺	九蟠西突堤突端から外波埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに吉井川永安橋下流の河川水面
	小串	東山東端から外波埼まで引いた線、九蟠西突堤基点から大浦磯を見透した線及び陸岸により囲まれた海面中小串村地先部分
	岡山	高島北端から零度に引いた線、同島南端から百八十度に引いた線、松尾鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旭川京橋、中橋及び小橋各下流の河川水面
	宇野	高辺岬から下島島西端及び飛州を経て蛸埼まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
	旧比	貝掛鼻から松ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	琴浦	和井田三角点（九一・九メートル）から百七十度千メートルの地点から鵜石鼻防波堤突端を見透した線及び陸岸により囲まれた

味野	和井田三角点（九一・九メートル）から百七十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川大正橋下流の河川水面	広島
下津井	鷺ノ崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
水島	大島（王島山）三角点（九四メートル）から二百七十度千九百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面	
玉島	山ノ端三角点（三一メートル）（北緯三十四度三十一分十三秒東経百三十三度三十九分三十九秒）から百八十度に引いた線、高梁川右岸導水堤突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
笠岡	古山城三角点（六九メートル）（北緯三十四度二十九分五十二秒東経百三十三度三十分三十二秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面	
福山	寂迦ヶ端（北緯三十四度二十七分六秒東経百三十三度二十四分五十三秒）から四十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
鞆	仙酔島蔵園岬から三百六度に引いた線、同島鳥ノ口岬から鞆町字浜狐崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
尾道糸崎	犬吠山山頂から岩子島三角点（一三一メートル）まで引いた線、同島鴉小島から同島布刈鼻まで引いた線、同島大鼻鼻から戸崎まで引いた線、同島松ヶ鼻を中心として千五百メートルの半径を有する円弧及び陸岸により囲まれた海面	
忠海	猿ヶ鼻から大谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
竹原	月見鼻から的場ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
呉	豆倉鼻から百九十九度千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から舞舞尻鼻（北緯三十四度十二分十五秒東経百三十二度三十二分四十五秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、下猫崎から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大戻ヶ鼻から二百六十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
広島	観音崎、峠島南端、似島東南端、同島地獄鼻、大カクマ島南端、津久根島南端及び八幡川口左岸突端を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	
廿日市	住吉新開南東端を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面	

大竹	光子山三角点（三〇一メートル）から六十五度千六百メートルの地点を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面	山口
玉生	平内島北端から三百二十九度に引いた線、同島東端から生名島波間田鼻まで引いた線、同島厳島突端から弓削島伊勢ヶ鼻まで引いた線、同地点から因ノ島宇埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
重井	長串鼻から小細島北端まで引いた線、同島西端から百八十八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
瀬戸田	孔蔵寺山三角点（六七メートル）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面	
鯛崎	鯛崎鼻から佐組島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻（北緯三十四度十七分六秒東経百三十二度五十五分四十二秒）まで引いた線、同島横迫鼻（北緯三十四度十六分五十六秒東経百三十二度五十五分四十秒）から小琴ノ鼻（北緯三十四度十六分四十六秒東経百三十二度五十五分四十六秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
木ノ江	高山鼻から室崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
御手洗	岡村島西端から平羅島北端を見透した線、岡村島南端観音埼から大長村一法寺山三角点（四四九メートル）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
大西	長島三角点（七五メートル）から同山三角点（一二一メートル）まで引いた線、長島三角点から権現山三角点（一〇七メートル）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
蒲刈	下蒲刈島太平山三角点（一八二メートル）から九十五度に引いた線、同島白埼、同地点から八十度五千二百メートルの地点、同地点から百七度二千六百メートルの地点及び上蒲刈島三埼を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	
厳島	小名切岬（一四メートル）から水晶山東突端（北緯三十四度十七分三十五秒東経百三十二度十八分五十七秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
岩国	阿多田島長浦鼻からそれぞれ今津川口右岸突端及び装束鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに今津川最下流道路橋下流の河川水面	
久賀	久賀町と蒲野村の境界海岸（北緯三十三度五十七分三十五秒東経百三十二度十四分五十秒）から大崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
安下庄	安下埼から龍埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
小松	津長鼻から十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並び	

柳井	に屋代川屋代川橋下流の河川水面
室津	黒島鼻から三百四十七度千九百五十メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び片野川最下流鉄橋下流の河川水面
上関	唐笠（一九メートル）から長島奈古屋埼まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関港に属さない部分
平生	唐笠（一九メートル）から長島奈古屋埼まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関村地先部分
室積	梶取岬（権取埼）から馬島三角点（一一〇メートル）まで引いた線、同三角点から六十四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
徳山下松	鼓ヶ浦鼻から赤岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
三田尻中関	茶臼山山頂から笠戸島鎌石岬まで引いた線、同島亀岩から馬島金埼まで引いた線、大津島丸山埼から四十鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
秋穂	龍宮岬から同島翁埼まで引いた線、同島牛ヶ頸から中関港燈柱（北緯三十三度五十九分四十五秒　東経百三十一度三十二分四十秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宇部	千石岩（北緯三十三度五十九分十秒東経百三十一度二十五分三十六秒）から岩屋ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小野田	宇部岬から二百六十度に引いた線、本山岬から百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに真締川（新川）最下流鉄橋及び厚東川大橋各下流の河川水面
厚狭	小野田港防波堤燈台（北緯三十三度五十八分十二秒東経百三十一度十分二秒）を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面及び有帆川最下流道路橋下流の河川水面
小串	宮崎から瀬地ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに厚狭川下津橋下流の河川水面
特牛	龍宮島北端から七十三度に引いた線、同島南端から松谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
粟野	特牛燈台（北緯三十四度十八分五十八秒東経百三十度五十三分三十八秒）から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	粟野口埼西方三角点（五六メートル）から九十度八百メートルの地点を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面及び

仙崎	粟野川鉄橋下流の河川水面
萩	ヤカワ鼻（屋海鼻）から青海島千貫瀬鼻まで引いた線、王子鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに三隅川最下流道路橋下流の河川水面
須佐	大瀬鼻から笠山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松本川最下流道路橋下流の河川水面
江崎	海苔石から大神島三角点（四六メートル）を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
	宇生ヶ埼から布鼻（北緯三十四度三十九分四十一秒東経百三十一度三十八分十二秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
山口	
福岡	
関門	蔦ヶ巣山山頂から三百二十度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島島頂まで引いた線、同島頂から二百三十度に引いた線、根獄山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
徳島	
撫養	妙見山三角点（六四・一メートル）を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び撫養川最下流道路橋下流の河川水面
徳島	徳島港防波導水堤燈台（北緯三十四度二分五十一秒東経百三十四度三十五分五十九秒）から三百一度千五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに新町川、園瀬川及びこれらの支流各最下流道路橋下流の河川水面
小松島	和田ノ鼻燈柱（北緯三十四度零分二十一秒東経百三十四度三十八分十五秒）から大埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに神代瀬川最下流鉄橋及び立江川最下流道路橋各下流の河川水面
富岡	瞼三角点（六六・一メートル）から三十度千六百メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面並びに岡川富岡橋、那賀川及び旧那賀川各最下流道路橋各下流の河川水面
橘	龍王埼を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び河川水面
由岐	足摺岬から箆野島東北端を経て東由岐浦南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
日和佐	日和佐川口右岸突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
牟岐	小張岬から仏埼（北緯三十三度三十九分十二秒東経百三十四度

浅川 宍喰	二十五分十二秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに牟岐川最下流道路橋下流の河川水面 網代埼から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 宍喰町南方三角点（一九六メートル）から七十四度千五百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面並びに宍喰川宍喰橋及び新港橋各下流の河川水面
香川 豊浜 観音寺 仁尾 詫間 多度津 丸亀 坂出 香西 高松 志度 津田 三本松	水準点（四・五七メートル）（北緯三十四度四分六秒東経百三十三度三十八分二十八秒）から三百五十五度七百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 観音寺港南防波堤燈台（北緯三十四度七分二十八秒東経百三十三度三十八分六秒）から七十二度四百四十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに財田川及び一ノ谷川各最下流道路橋下流の河川水面 大蔦島北東端から五十四度に引いた線、同島南端から小蔦島北西端まで引いた線、同島南端から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 香田鼻から零度に引いた線、岩島（三・四メートル）からそれぞれ二百七十度及び百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高瀬川洲崎橋下流の河川水面 多度津港内燈台（北緯三十四度十六分七秒東経百三十三度四十四分四十四秒）から三十度二百六十メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面 土器川口左岸突端、上真島三角点（三七メートル）、下真島三角点（三一メートル）及び金倉川口右岸突端を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに塩入川御供所橋下流の河川水面 蛸埼から沙弥島ママコ鼻まで引いた線、同鼻から総社川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 芝山山頂（四五メートル）から零度百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 高松港西防波堤燈台（北緯三十四度二十一分七秒東経百三十四度三分九秒）から九十五度五百メートルの地点を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の新川及び春日川の河川水面並びに詰田川鉄橋下流の河川水面 燈竜鼻から二百七十四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 長尾鼻（鵜部鼻）から三百十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに津田川津田川橋下流の河川水面 漆川口寺町三角点（三・八メートル）から二百七十度千二百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 引田鼻から馬宿川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小海川御幸橋下流の河川水面 碁石山三角点（四三五メートル）から二百四十七度千八百五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 赤埼から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 飛火埼（飛岬）から沖ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 宮ノ鼻から百八十度に引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海面 直島角埼東北端、向島荒ケ鼻、家島東端、同島西端及び直島重石ノ鼻を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
一 引田 坂手 草壁 池田 土庄 直島	
愛媛 深浦 宇和島 吉田 三瓶 八幡浜 川之石 三崎 三机 長浜 郡中 松山 北條 菊間	荷揚鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 戒鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 君ケ浦水準点（三・五九メートル）から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 御手洗鼻から竜王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 城ケ浦鼻から三百四十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 松ケ鼻えら丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 オミ岬から大島井鼻を経て大島井まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 襖鼻から走手鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 長浜港防波堤燈台（北緯三十三度三十六分五十四秒東経百三十二度二十九分十八秒）から二百四十九度四百メートルの地点を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面 栄町水準点（二・八八メートル）（北緯三十三度四十五分東経百三十三度四十二分）から零度三百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 興居島黒崎から百六十七度に引いた線、同島神崎から白石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 北條港燈柱（北緯三十三度五十八分二十一秒東経百三十二度四十六分二十四秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 菊間港防波堤突端燈台（北緯三十四度二分東経百三十二度五十分二十二秒）を中心として七百メートルの半径を有する円内の

高知	今治	海面及び菊間川最下流鉄橋下流の河川水面
	壬生川	蕎社川口右岸突端から零度に引いた線、大浜燈台（北緯三十四度五分十二秒東経百三十二度五十九分三十八秒）から百二十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	西條	明神川口三角点（四・七メートル）（北緯三十三度五十七分八秒東経百三十三度五分十二秒）を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面中同三角点から六十七度に引いた線以南の海面
	新居浜	三角点（四・四メートル）（北緯三十三度三十五分三十秒東経百三十三度十分四十二秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	三島	御代島三角点（七五メートル）から百三十五度千メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	川之江	三島港防波堤燈台（北緯三十三度五十九分東経百三十三度三十二分四十二秒）から二百三度三百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	岡村	城山三角点（六二・二メートル）から三十一度六百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	宮浦	岡村島観音崎から同島竜神岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	伯方	大三島御串山泊ヶ鼻から同島道明ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
		伯方島金ヶ崎から同島六ヶ鼻（矢里頭埼）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
甲浦		唐人ヶ鼻東端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
室戸岬		手弁当南端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
室津		黒碆南西端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び室津川最下流道路橋下流の河川水面
奈半利		奈半利川口左岸突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び奈半利川最下流道路橋下流の河川水面
高知		龍頭埼燈台（北緯三十三度二十九分三十四秒東経百三十三度三十四分三十三秒）から百八十度五百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鏡川、国分川、堀川、下田川及び長浜川各最下流道路橋下流の河川水面
宇佐		白ノ鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

福岡	須崎	角谷ノ岬からコーギノ鼻（神木ノ鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに桜川最下流道路橋下流の河川水面
	久礼	大野埼から二百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	上ノ加江	加江埼から押岡埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	佐賀	鹿島東端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面並びに伊與喜川佐賀橋下流の河川水面
	上川口	上川口三角点（四七・五メートル）を中心として千百メートルの半径を有する円内の海面及び鰭川最下流道路橋下流の河川水面
	下田	道崎三角点（五五メートル）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面並びに四万十川山路渡船場から零度に引いた線以東の後川及び四万十川の河川水面
	清水	大浦鼻から遠見埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	方島	大島東端及び西端からそれぞれ零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	加布里	鷺ノ首から配埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	博多	道切（満切）から残島天狗鼻まで引いた線、同地点から碁石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石堂川及び那珂川各最下流道路橋下流の河川水面
	大島	大島加代鼻から百八十度に引いた線、同島曾根鼻から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	芦屋	魚見山三角点（四三メートル）を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面及び河川水面
	苅田	神ノ島三角点（五七メートル）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面
	宇島	宇島港防波堤燈柱（北緯三十三度三十七分三十三秒東経百三十一度七分三十九秒）を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面及び桂川最下流道路橋下流の河川水面
	三池	三池港燈台（北緯三十三度零分四秒東経百三十度二十三分四十秒）を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面（船きよを含む。）
	大牟田	四ツ山山頂から八度千九百メートルの地点を中心として四千五百メートルの半径を有する円内の海面中三池港境界線以北の海面及び諏訪川最下流鉄橋下流の河川水面
	若津	浜武村三角点（七・一メートル）（北緯三十三度八分三十秒東経百三十度二十二分二十七秒）を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面及び筑後川大中島北東端から百三十五度に引いた線以南の筑後川の河川水面中福岡県地先部分

佐賀	伊万里	佐賀県と長崎県の境界海岸（北緯三十三度二十分十四秒東経百二十九度四十七分三十六秒）から福島臼岩鼻まで引いた線、煤屋崎から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに伊万里川最下流道路橋下流の河川水面
	呼子	友崎から加部島宮崎まで引いた線、同島立石崎から波戸崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	唐津	高島北端から二百九十三度に引いた線、同島東南端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松浦川松浦橋下流の河川水面
	住ノ江	船津川口右岸突端（北緯三十三度十分東経百三十度十六分四十九秒）から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに住ノ江川の牛津川流入口下流の河川水面
	諸富	脇三角点（四・八メートル）から百八十度に引いた線、大中島南西端から百三十五度に引いた線、太堂川口左岸突端から百三十五度に引いた線及び同地点から三百十五度に引いた線により囲まれた河川水面中佐賀県地先部分
長崎	島原	梶樹瀬（北緯三十二度四十五分二十六秒東経百三十度二十三分二秒）から二百七十度に引いた線、同地点から上島帽子瀬、子持島及び鷹島を経て龍宮島東端まで引いた線、同島北端から三百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	口ノ津	宮崎鼻から百八十度に引いた線、白間崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	小浜	高石から小田鼻石まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	茂木	汐見崎を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	脇岬	井上鼻（北緯三十二度三十四分五十六秒東経百二十九度四十七分四十四秒）から甲瀬及び中島南端を経て祇園崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	長崎	観音崎から神ノ島西端を経て蔭ノ尾島長刀崎まで引いた線、同島三角点（四六・二メートル）から百八十度に香焼島まで引いた線、同島石橙鼻ノ鼻から堂ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浦上川及び中島川各最下流道路橋下流の河川水面
	式見	端崎から神楽島立標まで引いた線、同標から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	瀬戸	鎌崎西端から七十五度に引いた線、同地点から福島西端まで引いた線、同島南端から百十六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	大村	玖島崎、臼島南端、カロウ島島頂（三九メートル）及びソウケ島島頂（二五メートル）を順次に結んだ線及びソウケ島島頂から二十五度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
	崎戸	鷺崎から崎戸島北西端まで引いた線、同島南端から平島三角点（一一メートル）まで引いた線、同三角点から折瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	佐世保	向後崎から寄船崎（水尻鼻）まで引いた線、猪ノ首鼻から日木崎（杓木崎）まで引いた線、フル崎から針尾島三ツ岳山頂（二八メートル）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	相浦	大崎から三百四十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	白浦	魚見崎からコゴ瀬まで引いた線、同瀬から黒島を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
	江迎	鉄立鼻から高瀬島西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに江迎川江迎橋下流の河川水面
	田平	波戸崎から平戸島南龍崎まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	今福	野崎から雇尾鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	福江	福江島天神崎から三十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から石切鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	富江	和島北端から三百十五度に引いた線、同島東端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	玉ノ浦	福江島小浦北端から島山島西端まで引いた線、同島黒瀬崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	岐宿	福江島針ノメンズ鼻から沖ノ平瀬北端を経て尼崎まで引いた線、岡助鼻からヒキ瀬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	奈留島	奈留島掛り先鼻から末津島西端まで引いた線、同島南端から奈留島鳴神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	奈良尾	中通島福見崎から二百二十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	有川	中通島野首崎から二百四十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	笛吹	一本松鼻からエビス鼻まで引いた線、穴ノ口から内ノ窪鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	平戸	平戸島山田埼から黒子島東端を経て坊主瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	津吉	平戸島坊山埼から待鹿埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	生月	生月島島瀬埼から九十度千五百メートルの地点まで引いた線、

大島	同地点から百八十度に引いた線、呼埼から潮見埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
芦辺	的山大島曲鼻から百八十度六百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線、ツルノサガリ鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
郷ノ浦	壱岐若宮埼から竜神岬（竜神鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
勝本	壱岐細埼から烏帽子埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
比田勝	対島上島尉殿埼から鰐ノ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
佐須奈	対島上島立場埼からトロク埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浦之浜川及び大戸川各最下流道路橋下流の河川水面
厳原	対島下島屏埼から耶良埼（寝釈迦鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
豆酘	対島下島豆酘埼から小母埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
熊本	
水俣	明神埼を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面
佐敷	鵜木山番所ノ鼻（北緯三十二度十七分五十六秒東経百三十度二十八分二十四秒）から唐船岩を経て京泊鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湯浦川右岸の佐敷町と湯浦の境界から二百二十五度に引いた線以北の湯浦川及び佐敷川最下流鉄橋下流の河川水面
八代	加賀島三角点（二八・七メートル）を中心として五千メートルの半径を有する円内の海面並びに前川及び球磨川各最下流道路橋下流の河川水面
三角	瀬戸ノ鼻から三角港燈台（北緯三十二度三十七分十八秒東経百三十度二十六分四十八秒）まで引いた線、大矢野島塔ヶ埼から千束島六四郎鼻まで引いた線、黒埼から百八十度に引いた線、戸馳島燈台（北緯三十二度三十四分二十三秒東経百三十度二十九分二十七秒）から二百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
百貫	権現山三角点（二七三メートル）から二百九十八度二千八百五十メートルの地点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面並びに同三角点から百八十度に引いた線以西の白川及び坪井川の河川水面
長洲	暴風信号標跡（北緯三十二度五十五分四十四秒東経百三十度二十六分三十七秒）を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
姫戸	天草上島小島鼻（北緯三十二度二十六分十五秒東経百三十度二十五分）から小島を経て雨龍埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
本渡	天草下島茂木根埼から百三十五度に引いた線、五色島三角点（一七・八メートル）からそれぞれ九十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広瀬川今釜橋、舟橋川小松原橋、町山口川昭和橋、南川昭南橋及び亀川明亀橋各下流の河川水面
牛深	天草下島宮崎三角点（五二メートル）を中心として二千二百メートルの半径を有する円内の海面中下須島天附三角点（四三メートル）から零度に引いた線以東の海面
富岡	天草下島巴埼から百六十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鬼池	鬼池港防波堤燈台（北緯三十二度三十二分三十八秒東経百三十度一分三十一秒）を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面
福岡	
大分	
中津	大江新開三角点（四・二メートル）（北緯三十三度三十六分四十六秒東経百三十一度十二分二十四秒）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び山国川最下流鉄橋下流の河川水面
長洲	駅館川小松橋東端を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び駅館川小松橋下流の河川水面
高田	桂川右岸東突堤基点を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに桂川桂橋及び寄藻川浮殿橋各下流の河川水面
竹田津	琵琶埼から太郎岩を経て亀埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
国東	田深川口右岸突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び田深川港橋下流の河川水面
守江	権現鼻（崩レ鼻）から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに入坂川鉋江橋及び高山川永代橋各下流の河川水面
別府	高崎山山頂から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

大分	大分港北突堤燈台（北緯三十三度十四分五十四秒東経百三十一度三十五分二十四秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面	
鶴崎	大洲三角点（一・六メートル）（北緯三十三度十六分四秒東経百三十一度四十分四十四秒）から百八十七度千四百メートルの地点を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面並びに大野川及び乙津川各最下流鉄橋下流の河川水面	
佐賀関	流泉鼻から馬ノ礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
臼杵	天神ヶ鼻から三百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
津久見	千怒崎から横浦崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに青江川最下流鉄橋下流の河川水面	
佐伯	番匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、下り松鼻から大入島守後鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長島川海運橋及び中江川、番匠川各最下流道路橋各下流の河川水面	
浦江	米搗鼻から雀ヶ瀬鼻まで引いた線及び線岸により囲まれた海面	
宮崎		
北浦	投石礁から烏帽子礁まで引いた線、同礁から三百四十二度に引いた線及び投石礁から三百四十六度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	
延岡	北川口左岸山頂（二五八メートル）から二百六十度千メートルの地点を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面及び河川水面	
土々呂	ヨボ埼からタカチ磐に引いた線、同磐から百七十八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
細島	松ヶ鼻、イクイ磐西端、乙島三角点（七九メートル）及び倉戸鼻を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	
宮崎	今村三角点（二・一メートル）を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面及び大淀川高松橋下流の河川水面	
内海	内海港防波堤燈台（北緯三十一度四十五分七秒東経百三十一度二十八分三十八秒）を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び内海川最下流道路橋下流の河川水面	
油津	尾伏鼻から油津港導燈低燈（北緯三十一度三十三分十九秒東経百三十一度二十三分五十八秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堀川運河水面	
外浦	観音埼から祇園埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに潟上川黒島橋下流の河川水面	
福島	隠現鼻を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面	
鹿児島		
志布志	志布志港導燈低燈（北緯三十一度二十八分十二秒東経百三十一度六分四十一秒）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面	
内之浦	火ノ崎から高崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広瀬川内之浦橋下流の河川水面	
大泊	波山鼻を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面	
大根占	城ヶ崎突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面	
鹿屋	北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面	
垂水	垂水三角点（八三・八メートル）（北緯三十一度二十九分三十秒東経百三十度四十二分二十五秒）から三百四十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び本城川垂水橋下流の河川水面	
福山	若御子鼻（若鷲鼻）から宮浦川口まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
加治木	防波堤基点を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面並びに網掛川網掛橋及び日木山川日木山橋各下流の河川水面	
鹿児島	脇田川口左岸突端から九十度五千五百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から神瀬（二・二メートル）を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに甲突川最下流道路橋下流の河川水面	
山川	大山埼から金比羅ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
枕崎	赤崩鼻からカタ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
野間池	山神鼻を中心として千メートルの半径を有する円内の海面	
串木野	串木野港北防波堤燈台（北緯三十一度四十二分二十五秒東経百三十度十五分四十秒）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び五反田川最下流道路橋下流の河川水面	
川内	黒瀬岩北端（北緯三十一度五十分二十九秒東経百三十度十一分四十八秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面並びに川内川最下流鉄橋下流の河川水面	
阿久根	阿久根港防波堤燈台（北緯三十二度零分五十二秒東経百三十度十一分四十二秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び高松川最下流道路橋下流の河川水面	
米ノ津	米ノ津港北防波堤燈台（北緯三十二度七分三十八秒東経百三十度二十分三十九秒）を中心として千九百メートルの半径を有す	

西之表
島間
中甑
手打
一湊

る円内の海面及び米ノ津川最下流道路橋下流の河川水面
種子島箱崎から三十一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西防波堤基点を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面
上甑島倉実崎から串崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
下甑島津口鼻（手打崎）三角点（一六二メートル）から三百二十度五百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
平松山三角点（一六四メートル）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び一湊川最下流道路橋下流の河川水面

宮之浦

屋久島塚崎から肥瀬ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮之浦川宮之浦下流の河川水面

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「夷」を「両津」に、「伏木東岩瀬」を「伏木富山」に改める。

3　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「伏木東岩瀬港」を「伏木富山港」に改める。

〔植竹春彦君登壇、拍手〕

○植竹春彦君　只今議題に供せられましたこの四つの法律案につきまして、逐次運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず第一は水先法の一部を改正する法律案であります。

本法律案は衆議院議員伊藤郷一君の提出にかかるものでありまして、その要旨は、北海道の釧路港は、終戦後船舶の出入が激増いたしまして、霧も気象、潮流などが複雑特異の事情にありまするので、水先区を設定いたしまして、船舶の出入の安全と港内の整頓に寄与せんとするものであります。本委員会におきまして審議の結果、この改正案は適切なるものと認め、原案通り可決すべきものと全会一致決定いたした次第であります。以上御報告申上げます。

第二は、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律案であります。

本法案は衆議院議員玉置信一君ほか二十六名の提出の法律でありまして、北海道開発のためにする港湾工事に関しまして港湾法の特例を定めるということを内容としておるのでありまするが、その要点を申上げますると、第一として、北海道開発のために必要と認められる港湾工事費用の負担について港湾法の特例を設けようとすることなのであります。従来北海道港湾の修築工事費用については、北海道が未開発地であるために、国は特別の取扱をなして来たのでありまするけれども、本年四月より施行いたされます港湾法第四十二條によれば、修築の費用の五割は北海道において負担せざるを得ないということになるのでありまするけれども、北海道にはこれを負担いたしまする経済力がありません。従つて港湾の整備は著しく困難となるものと認められまするので、港湾工事費用の負担について港湾法の特例を定めまして、従来通りの取扱をしようとするものであります。第二点といたしましては、港湾法におきましては、国が直轄工事をなし得るのは政令で定められた重要港湾に限定いたされまして、且つ一般の交通の利便を増進するために必要がある場合に限つているのでありまするけれども、北海道開発の促進を図るために、従前通り、重要港湾であると否とにかかわりませず、北海道開発上の必要がある場合には国が直轄工事をなし得るように、港湾法の特例を設けようとするものであります。即ち以上申述べましたことを要約いたしまするると、北海道の港湾工事につきましては従前通りにしようとするために、港湾工事の費用の国庫負担と国の直轄工事の二点につきまして、港湾法の特例を設けようとするのがその主眼であります。

当委員会におきましては、審議の結果、本法律案に適当な措置と認めまして、原案通り可決すべきものと全会一致で決定いたした次第であります。

第三に港域法の一部を改正する法律案の御報告を申上げます。

この法律案の要旨は、港湾事情の変化に伴いまして、現行法に定める港域では現状に即しないために種々の不都合を生じている多くの港湾がありまするので、これらについてその港域を現状に即するごとく改正しようとするのがその主眼なのであります。本委員会におきましては、審議の結果、この改正案は適切なるものと認めまして、原案通り可決決定いたした次第であります。

最後に、第四番目の法案といたしまして、海難審判法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

先ず本法案は政府提案の法律案でありまして、その要点は、第一点として海難審判に特別の証拠法を定めるということであります。即ち現行法制定当時におきましては、海難審判の証拠法につきましては、簡易裁判所に特別の簡単な訴訟手続規定が制定せられることが予想せられておつたのでありまして、それを準用することとしておつたのでありますけれども、この改正法におきましても、これを準用することといたしたのであります。即ちこの現行法というものは、この当初の予想に反しまして、未だに簡易裁判所に特別の手続が制定されませんために、現行法施行後制定せられました新刑事訴訟法に規定する極めて複雑な証拠法をそのまま準用しなければならない現状であります。これは現行法の制定の際に全く予想していなかつたことでありまするので、この結果、海難審判の円滑迅速な処理に支障を来たしまして、海難原因の探究という海難審判本来の目的にも副い得ないことは極めて当然な結果と言えるのであります。この法案は、このような支障を取除きまして、海難審判の目的を十分に達成せしめるために、海難審判の証拠法についてはその特殊性を考慮いたしまして大綱的原則規定に改正しようとするのがその主眼であります。

改正の第二点は、海難審判庁審判官の任命権者を、運輸大臣であつたものを高等海難審判庁長官へ移すことであります。

改正の第三点は、高等裁判所への訴えにおける高等海難審判庁の代表者が、従来は海上保安庁の海事検査部の理事官であつたのでありまするが、これを高等海難審判庁長官と改めることであります。その他、出訴期間、鑑定人、通訳人等の報酬、廷吏に関する規定等を整備せんとするものであります。

本委員会におきまして審議の結果、本法案は適当なる立法と認めまして、原案通り可決することに全会一致決定いたしましたのであります。

即ち以上申上げました四法律案は、極めて簡単な法律案で、いずれも全会一致を以て決定せられた次第でありまするが、なお詳細は速記録を御覧下さ

いまするようにお願いいたします。
右報告申上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
先ず日程第二、水先法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕

○議長（佐藤尚武君）　総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律案、海難審判法の一部を改正する法律案、港域法の一部を改正する法律案、以上三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者多数〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　この際、日程第六より第七十までの請願及び日程第七十一より第七十六までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長木下源吾君。

〔審査報告書は都合により第二十六号末尾に掲載〕
〔木下源吾君登壇、拍手〕

○木下源吾君　只今議題となりました請願六十六件及び陳情六件について、人事委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。
さて今回の請願六十六件、陳情六件は、そのすべてが公務員の勤務地手当に関するものでありまして、それ〴〵の市町村における物価の実情その他特殊の事情から、現行の支給割合を引上げ、又は維持し、又は新たに支給地域に指定されたいとの要請をその主たる内容とするものであります。これら勤務地手当支給区分に関する請願陳情は、全国各地の広範囲に亘つておりまして、今回審査いたしましたものを、県別、地方別にいたしまして、その大よその趣旨を御説明申上げますと、請願第二十四号は山口県の山口市並びに小郡町からでありまして、同地は昭和二十三年十二月地域給審議会において甲地指定の最終決定を見ながらも、実現寸前になつて審議会の廃止の措置が行われ、そのまま今日に至つているから考慮を願いたいとの要旨であります。請願第四十四号、百六十二号、二百十二号、二百八十七号、四百四十六号は、それ〴〵東北地方における諸都市、殊に仙台市、盛岡市、宮古市、釜石市、一関市、青森の三沢地区の勤務地域区分を二割乃至最低一割に確保せられたいとの要望であり、殊にその査定基礎をS・CPSにのみよることなく、地方事情を十分考慮してもらいたいとの趣旨であります。次に請願第九十六号、九十七号、二百二十五号、二百七十号、二百七十八号、二百九十四号は、静岡県内における請願でありまして、その九十六号は、県の交通上、経済上の実情より見て、県内の現行区分は隣接他県との間に余りに不均衡があるから是正してもらいたいとの要旨であり、他はそれ〴〵宇佐美村、掛川町、藤枝町、新居町、磐津町を二割或いは一割引上げ又は維持してもらいたいとの要請であります。請願第百五十三号、二百九十一号、三百四十一号、三百七十五号、三百七十六号、四百号は、三重県内におけるそれ〴〵一身田町、津市、久居町、名張町、上野市、鈴鹿市からの請願でありまして、一身田町は、地理的にも津市と隣接し、経済的にも殆んど津市の一部をなしているが、現在非支給地であり、津市なみに引上げてもらいたいとの要請であり、津市、久居町、名張町、上野市、鈴鹿市は現行支給率の確保を要望しておるものであります。請願第百九十五号から第二百五号まで、及び三百二十五号、四百六十一号、三百二十六号、三百七十七号、四百六十号についてでありますが、これは愛知県内における請願で、それ〴〵師崎町、阿久比村、篠島村、西浦町、野間町、日間賀島村、冨貴村、豊浜町、河和村、小鈴谷村、内海町、佐織町からのものは、新たに支給地として指定の考慮を願いたいとの趣旨であり、猪高町、鳴富町は、名古屋市の近郊にあつて、その経済圏内にあり、名古屋と差を付けられることなく同様に取扱つてもらいたいとの要請であります。又、蒲郡、三谷両町は現行支給率より引上げ方の要望をしており、起町は一宮市と同様に取扱つてもらいたいとの趣旨であります。次に請願第二百六十三号、二百九十号、三百三号、四百八十八号は、兵庫県下におけるそれ〴〵加古川市及び高砂町を中心とする加古、印南両郡、即ち加印地区におけるものと、赤穂町、伊丹市、西宮市からの請願でありまして、これらはおの〴〵隣接大都市との均衡上、特別の考慮を願いたいとの趣旨であります。次に請願第二百七十三号、二百七十四号、二百七十一号、二百九十二号、二百七十二号、三百八号、三百二十号、三百七十八号、四百二号及び四百三号、四百三十三号は、それ〴〵北九州五市並びに福岡県における福岡地区、福島町、上妻村、筑豊四郡、熊本県の玉名町、八代市、熊本市、隈府町及び長崎の佐世保市からの請願でありまして、北九州五市並びに福岡地区は従前通り東京都なみに、又、筑豊四郡、熊本市、福島町、八代市、佐世保市は、現行より五分以上の引上げの処置をとられたいとの要望であり、上妻村、玉名町、隈府町は、新たに支給地として指定してもらいたいとの趣旨であります。次に請願第二百八十号、二百八十一号、三百二十三号、四百二十四号、四百四十三号は北海道地方における請願でありまして、それ〴〵夕張市、千歳町、琴似町、岩見沢市、函館市からであり、千歳町は札幌市なみ又は琴似町なみに新たに支給地として指定せられたいとの請願であり、他はそれ〴〵現在五分支給を従前の一割に又は一割五分に引上げられたいとの趣旨であります。請願二百九十六号は、島根県の松江市、浜田市、出雲市の地域給を引下げられることなく現行のままにせられたいとの趣旨であります。次に請願第三百六号、三百十九号は、高畑県の地域給をそれ〴〵一割以上に指定せられたいとの要望であり、請願四百四十五号は京都市からでありまして、京都市は京阪神地区としての関西の大都市であり、東京、阪神と同格に指定せられたいとの趣旨であります。請願四百五号、四百三十二号は、広島県の江田島村、竹原町からであり、現行五分支給は殊に朝鮮動乱後の両町村の経済事情に合わないから、これを従前の一割以上に引上げてもらいたいとの趣旨であります。請願第四百四号、四百三十一号は、石川県の金沢市及び江沼温泉郷からでありまして、四百一号は富山市、高岡市、氷見町のものでありますが、それ〴〵従前通りの支給割合及びそれ以上の引上げ方の考慮を願いたいとの請願であります。次に請願四百六十二号は大阪府の高槻市を大阪市と同率にしてもらいたいとの趣旨であります。請願三百十八号は鳥取県の米子市及び四百六十六号の滋賀県長浜市を従来通りの率で指定せられたいとの要旨であります。以上請願六十六件についてその主なる趣旨を申上げましたが、次に陳情第二十六号、四十五号、五十七号、七十七号、八十号、八十一号の六件は、それ〴〵山田市、仙台市、北海道及び兵庫の但馬地方、大阪の庄内町、東京の大島からのものであります。
これら勤務地手当に関する数多くの請願陳情につきまして、当委員会においては慎重なる審査を行い、これらはそれ〴〵の地域の熾烈な要望でもあり、又本委員会の委員の議員派遣によるその実情を調査した結果に照しても、これらはいずれもその趣旨に妥当性が見受けられるものであり、今後なおこれらの地方からの資料その他の提出を要望すると共に、深く検討して、支給地域区分に関する法律の立案に当り、でき得る限り正確な結論を以て、当該地方の要望を十分考慮しつつ再検討することが妥当であるとする意味に

おいて、その願意を採択すべきものと認め、又政府をして十分研究の上、速かに所要の措置をとらしめる必要があるものと認めまして、これを議院の会議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

なお、これらのほかにも非公式の文書による勤務地手当の請願は、第十国会の開会より今日までに計百五十一通に上り、熱心に提出されておる実情であることをこの際特に申し添えて御報告申上げる次第であります。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長（佐藤尚武君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一　消防組織法の一部を改正する法律案

一、日程第二　水先法の一部を改正する法律案

一、日程第三　北海道開発のためにする港湾工事に関する法律案

一、日程第四　海難審判法の一部を改正する法律案

一、日程第五　港域法の一部を改正する法律案

一、日程第六乃至第七十の請願

一、日程第七十一乃至第七十六の陳情

出席者は左の通り。

	議長	佐藤　尚武君	
	副議長	三木　治朗君	
議員			
山川　良一君	山内　卓郎君	野溝　勝君	黒田　英雄君
村上　義一君	宮城タマヨ君	齋　武雄君	愛知　揆一君
溝口　三郎君	藤森　眞治君	永井純一郎君	岡崎　眞一君
野田　俊作君	徳川　宗敬君	吉川末次郎君	高橋龍太郎君
常岡　一郎君	伊達源一郎君	小林　孝平君	
竹下　豐次君	高橋　道男君	山花　秀雄君	
高橋龍太郎君	高瀬荘太郎君	荒木正三郎君	
高木　正夫君	鈴木　直人君	菊川　孝夫君	山田　節男君
新谷寅三郎君	島村　軍次君	田中　一君	小泉　秀吉君
西郷吉之助君	高良　とみ君	大隈　信幸君	駒井　藤平君
小宮山常吉君	木下　辰雄君	小川　久義君	稲垣平太郎君
河井　彌八君	片柳　眞吉君	曾祢　益君	中村　正雄君
柏木　庫治君	岡本　愛祐君	須藤　五郎君	岩間　正男君
岡部　常君	小野　哲君	水橋　藤作君	岡村文四郎君
尾山　三郎君	長島　銀藏君	東　隆君	森　八三一君
木村　守江君	秋山俊一郎君	佐多　忠隆君	小林　亦治君
上原　正吉君	草葉　隆圓君	岩崎正三郎君	千田　正君
大谷　瑩潤君	深水　六郎君	三浦　辰雄君	小松　正雄君
平沼彌太郎君	大矢半次郎君	堀木　鎌三君	松原　一彦君
城　義臣君	植竹　春彦君	羽仁　五郎君	木下　源吾君
鈴木　安孝君	黒田　英雄君	棚橋　小虎君	和田　博雄君
石坂　豊一君	中川　幸平君	河崎　ナツ君	上條　愛一君
中山　壽彦君	小串　清一君	田方　進君	平林　太一君
伊藤　保平君	赤澤　與二君	政府委員	
赤木　正雄君	松本　昇君	内閣官房長官	岡崎　勝男君
阪瀬與兵衞君	大野木秀次郎君	地方自治政務次官	小野　哲君
加藤　武徳君	松平　勇雄君	運輸政務次官	關谷　勝利君
古池　信三君	山縣　勝見君	海上保安庁海事検査部長	松平　直一君
安井　謙君	岡田　信次君	海上保安庁警備救難部長	松野　清秀君
入交　太藏君	島津　忠彦君	高等海難審判庁長官	長屋　千棟君
石原幹市郎君	山崎　恒君		
木内キヤウ君	鈴木　恭一君		
郡　祐一君	川村　松助君		
竹中　七郎君	谷口弥三郎君		
有馬　英二君	園　伊能君		
西田　隆男君	泉山　三六君		
平岡　市三君	左藤　義詮君		
小林　英三君	鬼丸　義齊君		
中田　吉雄君	村尾　重雄君		

〔第十五号参照〕

審査報告書

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年二月十六日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小宮山常吉	黒田　英雄	
愛知　揆一	岡崎　眞一	
高橋龍太郎		

要領書

一、委員会の決定の理由

郵政事業特別会計の昭和二十六年度における歳入不足を、一般会計からの繰入金をもつて補てんしようとするものであつて、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により、郵政事業特別会計の運営を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律の実施に伴い、別に費用を要しないが、昭和二十六年度予算において、一般会計から三十五億八千三百八十三万五千円を繰り入れることとしている。

審査報告書

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年二月十六日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　政夫	小宮山常吉	
黒田　英雄	松永　義雄	
油井賢太郎	大矢半次郎	
愛知　揆一	岡崎　眞一	
高橋龍太郎		

要領書

一、委員会の決定の理由

本案、厚生保険特別会計において、健康保険事業の福祉施設費に充てるため、一般会計から繰入金をなし得るよう所要の改正を行おうとするもので、やむをえない措置と認める。

二、事件の利害得失

本法律の施行に当り、一般会計より二億一千七十四万二千円を繰り入れることとなる。

三、費用

本法律の施行に当り、一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年二月十六日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　政夫	小宮山常吉	
黒田　英雄	油井賢太郎	
松永　義雄	大矢半次郎	
愛知　揆一	岡崎　眞一	
高橋龍太郎		

要領書

一、委員会の決定の理由

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付について、昭和二十六年度以降当分の間、昭和二十五年度と同様の特例を設けようとするものであつて、適切な措置であると認める。

二、事件の利害得失

アルコール専売事業特別会計の合理的且つ適正なる運営に資する利益がある。

三、費用

この法律の施行のためには、特に経費を要しない。なお、昭和二十六年度におけるアルコール専売事業特別会計から一般会計の歳入への納付額は約一億六千万円と予定されている。

定価　一部　六円五十銭　送料実費
発行所　東京都新宿区市谷本村町　印刷庁
電話九段五三一　振替東京一九〇〇〇　官報課